

番号	1
項目	大阪市内の小中学校において、食に関する指導や学校給食の管理を一体のものとして円滑に実施できるよう、すべての学校給食実施校に栄養教諭を配置すること。
(回答) 小学校及び中学校における栄養教諭は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」に基づいて、学校給食単独実施校のうち、児童・生徒数550人以上につき1名、550人未満は4校につき1名を定数として措置されております。 栄養教諭は、未配置校における食育推進のため、周辺校の巡回などを実施しております。 標準法を超える栄養教諭の配置は困難な状況であり、今後とも、国による教職員定数の改善の動向を注視しながら適切に対処してまいります。	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

番号	4
項目	栄養教諭の執務環境の改善と労働条件の改善を図るために、栄養教諭の配置校に執務室に設置すること。また、執務室にエアコンや電話、FAXを設置すること。
(回答) 執務室の新たな設置につきましては、財源確保等の問題もあり困難な状況です。 限られた予算、限られた学校のスペースではありますが、設備や備品の充実につきましては、学校において対応いただいているところです。今後も学校に対して、引き続き協力を依頼してまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 学校給食課